

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事前開示書類)

2023 年 6 月 12 日

株式会社アドウェイズ

2023年6月12日

株式交換に関する事前開示書類

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
株式会社アドウェイズ
代表取締役 山田 翔

当社は、2023年5月31日開催の取締役会において、2023年7月3日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である UNICORN 株式会社（以下「UNICORN」という。）及び株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス（以下「IIHD」という。）をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日、当社と UNICORN 及び IIHD の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① UNICORN

該当事項はありません

② IIHD

IIHD は、資産の効率化を図るため、保有する投資有価証券の一部(上場有価証券 1 銘柄)を 2023 年 2 月に売却いたしました。これに伴い、2023 年 12 月期第 1 四半期連結会計期間に投資有価証券売却益 323,655 千円を特別利益として計上いたしました。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

当社は、2023 年 2 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議し、2023 年 5 月 11 日（約定ベース）に取得を終了しました。

i 取得した株式の種類：当社普通株式

ii 取得した株式の総数：2,929,900 株（発行済株式総数に対する割合：6.98%）

iii 株式の取得価額の総額：1,999,936,000 円

※2021 年 12 月 1 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得、並びに単元未満株式買取請求により、自己株式を 2,394,980 株保有しており、上記の自己株式を加算すると 5,324,880 株（発行済株式総数に対する割合 12.68%）となります。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙 1 本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社アドウェイズ（以下「甲」という。）と UNICORN 株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

1. 甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）を取得する。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社（甲）
商号：株式会社アドウェイズ
住所：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
 - (2) 株式交換完全子会社（乙）
商号：UNICORN 株式会社
住所：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

第 2 条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（乙の株主名簿に記載又は記録された、甲を除く株主。以下本条において同じ。）に対して、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の合計に 14,000 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 14,000 株の割合をもって割り当てる。
3. 前 2 項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 3 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第 4 条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023 年 7 月 3 日とする。ただし、本株式交換の
手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲と乙とで協議し合意の上、これを
変更することができるものとする。

第 5 条（株式交換承認総会）

1. 甲は会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、2023 年 6 月 21 日までに、株主総会を招集して本株式交換の承認及び本株式交換に必要な事項の決議を経る又はこれに代わる書面決議を行うものとする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲と乙とで協議の上、株主総会開催日を変更することができるものとする。

第 6 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。

第 7 条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間に、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲と乙とで協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合

第 9 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲と乙とで協議の上、これを決定するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2023 年 5 月 31 日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社アドウェイズ
代表取締役 山田 翔

乙：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
UNICORN 株式会社
代表取締役 山田 翔

株式交換契約書

株式会社アドウェイズ（以下「甲」という。）と株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

1. 甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）を取得する。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社（甲）
商号：株式会社アドウェイズ
住所：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
 - (2) 株式交換完全子会社（乙）
商号：株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス
住所：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

第 2 条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（乙の株主名簿に記載又は記録された、甲を除く株主。以下本条において同じ。）に対して、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の合計に 3,500 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 3,500 株の割合をもって割り当てる。
3. 前 2 項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 3 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第 4 条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023年7月3日とする。ただし、本株式交換の
手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲と乙とで協
議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第5条（株式交換承認総会）

1. 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会
の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、2023年6月21日までに、株主総会を招集して本株式交換の
承認及び本株式交換に必要な事項の決議を経る又はこれに代わる書
面決議を行うものとする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要
性その他の事由により必要があるときは、甲と乙とで協議の上、株
主総会開催日を変更することができるものとする。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の
注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産
及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじ
め甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間に、天災事変その他
の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生
じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくは
その実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲と乙とで協
議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本
契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失
うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、乙の株主総会において本契約の承認
が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認が
得られない場合

第9条（裁判管轄）

本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争は、東京地方裁判所を
第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲と乙とで協議の上、これを決定するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2023 年 5 月 31 日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社アドウェイズ
代表取締役 山田 翔

乙：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス
代表取締役 西岡明彦

別紙 2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

① UNICORN

	当社 (株式交換完全親会社)	UNICORN (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	14,000
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,044,000 株	

(注)1. 株式の割当比率

当社は、UNICORN 株式 1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）14,000 株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する UNICORN 株式（2023 年 5 月 31 日現在 605 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」という。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及び UNICORN が協議し合意の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社が UNICORN の発行済株式の全部（ただし、当社が保有する UNICORN 株式を除く。）を取得する時点の直前時の UNICORN の株主に対して、その保有する UNICORN 株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

なお、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2023 年 5 月 31 日現在 5,324,880 株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

② IIHD

	当社 (株式交換完全親会社)	IIHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	3,500
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：357,000 株	

(注)1. 株式の割当比率

当社は、IIHD 株式 1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）3,500 株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する IIHD 株式（2023 年 5 月 31 日現在 578 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いま

せん。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」という。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及び IIHD が協議し合意の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社が IIHD の発行済株式の全部（ただし、当社が保有する IIHD 株式を除く。）を取得する時点の直前時の IIHD の株主に対して、その保有する IIHD 株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

なお、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2023年5月31日現在5,324,880株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）の公正性を確保するため、当社、UNICORN 及び IIHD から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社 NGNC（以下「NGNC」という。）を本株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

株式会社 NGNC から提出を受けた株価算定書の結果等を踏まえて、当社の株価、当社、UNICORN 及び IIHD の財務状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当事者間で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

② 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

NGNC は、当社、UNICORN 及び IIHD から独立した算定機関であり、当社、UNICORN 及び IIHD の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定に関する概要

当社の普通株式については、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法によるものとしております。具体的には、2023年5月30日を算定基準日とし、東京証券取引所プライム市場における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を使用して算定を行いました。当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以

下のとおりであります。

算定手法	算定結果
市場株価法	607.00 円 ~ 687.48 円

一方、UNICORNの普通株式については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の収益力に基づき事業活動を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)を採用して算定を行いました。当社グループは、2023年5月2日に公表した「中期経営計画(2023年12月期~2025年12月期)」のとおり「2025年12月期に営業利益30億円達成」という目標を掲げています。UNICORNは、現在までの事業進捗率、増益率を鑑みるとともに、当該中期経営計画に基づき、広告配信チャンネルの拡大、本質的な広告効果の評価測定の確立及び海外配信の拡大等を事業戦略として2023年12月期から2025年12月期までの事業計画(以下「UNICORN事業計画」という。)を立案しております。DCF法による算定で用いた財務予測はUNICORN事業計画に基づいており算定されており、2023年12月期から2025年12月期において大幅な増益及びフリーキャッシュフローの拡大を見込んでおります。

IIHDの普通株式については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び主な過年度収益が投資有価証券の売却により発生した非経常的なものであるため、将来の収益力の測定に客観性を担保することが困難であると判断し、客観性に優れており、かつ、実務慣行として定着している修正簿価純資産法を採用して算定を行いました。

各評価手法の1株当たりの算定の結果及び当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは以下のとおりであります。

① UNICORN

算定手法	算定結果
DCF 法	9,121,332.6 円 ~ 10,734,354.7 円

算定手法		株式交換比率の算定結果
当社	UNICORN	
市場株価法	DCF法	13,413.72 ~ 15,785.82

② IIHD

算手法	算定結果
修正簿価純資産法	2,294,128.1 円 ~ 2,535,615.2 円

算定手法		株式交換比率の算定結果
当社	IIHD	
市場株価法	修正簿価純資産法	3,373 ~ 3,728

③ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い当社が上場廃止となる見込みはありません。

④ 公正性を担保するための措置

当社、UNICORN 及び IIHD は、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得していませんが、本株式交換の公正性を担保するため、本株式交換の実施に当たり、当社は、当社、UNICORN 及び IIHD から独立した第三者算定機関である NGNC に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、2023 年 5 月 31 日開催の取締役会において決議いたしました。

⑤ 利益相反を回避するための措置

(ア) 株主総会での承認

本株式交換は当社にとって簡易株式交換（会社法第 796 条第 2 項）の要件を充足し、当社の株主総会において本株式交換契約の承認を受ける法律上の必要性はありませんが、当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、本株式交換契約について取締役会を開催し、その承認を受けております。

(イ) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

本株式交換に係る 2023 年 5 月 31 日開催の当社の取締役会において、UNICORN との株式交換に関しては当社の取締役 9 名（うち社外取締役 4 名）のうち UNICORN 取締役を兼務しており特別利害関係を有する 2 名の取締役を除いた取締役 7 名（うち社外取締役 4 名）が審議及び決議に参加し、参加した当該取締役の全員一致で決議が行われております。また、IIHD との株式交換に関しては当社の取締役 9 名（うち社外取締役 4 名）全員が審議及び決議に参加し、全員一致で決議が行われております。

なお、当社の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員は、本株式交換に係る 2023 年 5 月 31 日開催の取締役会の審議に参加し、本株式交換契約を締結することに異議は述べておりません。

(3) 交換対価として当社株式を選択した理由

当社、UNICORN 及び IIHD は、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。当社の株式は、株式会社東京証券取引所に上場しており、本株式交換後における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として、当社の普通株式を選択することが相当であると判断いたしました。

(4) 株式交換完全親会社となる当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って、当社が適当と定める金額とします。かかる扱いは、法令並びに当社、UNICORN 及び IIHD の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙3 株式交換完全子会社（UNICORN及びIIHD）の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

当事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)におけるわが国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続いた一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念や中国における新型コロナウイルス感染症の感染動向など、不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)において当社は、QRコード決済サービスの広告や、自社及び自社サービスの認知度を広める広告を展開する広告主(クライアント)等の獲得が進みました。

この結果、当事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)は売上高1,490,024千円、営業利益196,811千円、経常利益192,661千円、当期純利益は174,205千円となりました。

※当社は、2021年6月23日開催の第8期定時株主総会の決議により、事業年度を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる第9期(前事業年度)は、2021年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。一方、2022年12月期である第10期は2022年1月1日から2022年12月31日までであり、比較対象期間が異なることから上記、事業年度の業績に関しましては、対前期増減額及び増減率の記載を省略しております。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

決 算 報 告 書

(第 10 期)

自 2022年 1月 1日

至 2022年 12月 31日

UNICORN 株式会社

UNICORN 株式会社

貸借対照表

2022年 12月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債及び純資産の部		
【流動資産】		1,650,110,394	負債の部	
現金及び預金	626,804,106		【流動負債】	858,367,410
売掛金	989,037,154		買掛金	773,713,018
前払費用	32,887,968		未払金	43,800,125
立替金	1,334,970		未払法人税等	2,130,500
未収入金	46,196		未払消費税	34,207,200
			預り金	4,321,887
			未払費用	194,680
【固定資産】		38,955,484	負債の部合計	858,367,410
(1)有形固定資産		5,380,484	純資産の部	
工具器具備品	20,566,240		【株主資本】	
減価償却累計額	△15,185,756		資本金	239,950,000
(2)無形固定資産		13,575,000	資本剰余金	
商標権	4,550,000		資本準備金	344,840,000
ソフトウェア	9,025,000		資本剰余金合計	344,840,000
(3)投資その他の資産		20,000,000	利益剰余金	
関係会社株式	20,000,000		その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	245,908,468
			その他利益剰余金合計	245,908,468
			利益剰余金合計	245,908,468
			株主資本合計	830,698,468
			純資産の部合計	830,698,468
資産の部合計		1,689,065,878	負債及び純資産合計	1,689,065,878

損益計算書

UNICORN 株式会社

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(単位:円)

【売上高】		
売上高	5,090,906,963	
売上高合計		5,090,906,963
【売上原価】		
掲載料	3,655,472,868	
売上原価合計		3,655,472,868
売上総利益金額		1,435,434,095
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		1,238,622,468
営業利益金額		196,811,627
【営業外収益】		
受取利息	6,514	
雑収入	43	
営業外収益合計		6,557
【営業外費用】		
為替差損	4,156,117	
雑損失	106	
営業外費用合計		4,156,223
経常利益金額		192,661,961
税引前当期純利益金額		192,661,961
法人税、住民税及び事業税		18,456,096
当期純利益金額		174,205,865

販売費及び一般管理費内訳書

UNICORN 株式会社

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(単位:円)

役員報酬	11,463,600
給料手当	279,585,576
賞与	2,200,000
雑給	15,337,904
法定福利費	34,928,722
福利厚生費	626,568
通勤交通費	1,066,916
賞与引当金繰入	△913
退職給付費用	6,567,000
採用教育費	14,185,017
荷造運賃発送費	10,150
広告宣伝費	21,759,091
交際費	4,829,322
会議費	176,937
旅費交通費	308,633
通信費	2,616,325
消耗品費	268,776
事務用品費	213,890
水道光熱費	493,742
新聞図書費	316,117
諸会費	583,529
支払手数料	810,729,327
支払報酬	3,218,004
減価償却費	5,482,346
ソフトウェア償却費	2,850,000
家賃地代	10,933,389
租税公課	7,872,500
販売費及び一般管理費合計	<u>1,238,622,468</u>

株主資本等変動計算書(縦様式)

UNICORN 株式会社

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(単位:円)

【株主資本】

資本金	当期首残高		239,950,000
資本金	当期変動額	新株発行	0
資本金	当期末残高		239,950,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		344,840,000
資本準備金	当期変動額	新株発行	0
資本準備金	当期末残高		344,840,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		71,702,603
繰越利益剰余金	当期変動額	当期純利益金額	174,205,865
繰越利益剰余金	当期末残高		245,908,468
利益剰余金合計	当期首残高		71,702,603
利益剰余金合計	当期変動額		174,205,865
利益剰余金合計	当期末残高		245,908,468
株主資本合計	当期首残高		656,492,603
株主資本合計	当期変動額		174,205,865
株主資本合計	当期末残高		830,698,468
純資産の部合計	当期首残高		656,492,603
純資産の部合計	当期変動額		174,205,865
純資産の部合計	当期末残高		830,698,468

個別注記表

UNICORN 株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
① 子会社株式
移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却方法

- (1) 工具器具備品・・・定率法
(2) 無形固定資産・・・定額法

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	751株	0株	0株	751株

監査役監査報告書

監査役は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第10期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款28条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧しました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年2月16日

UNICORN 株式会社

監査役 田中 庸一

事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

当事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)におけるわが国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続いた一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念や中国における新型コロナウイルス感染症の感染動向など、不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)において当社は、親会社である株式会社アドウェイズグループのインフルエンサー事業を統括する業務を行いました。

この結果、当事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)は売上高0千円、営業損失236千円、経常損失2,850千円となりました。当期純利益は保有する投資有価証券の一部を売却した事等により1,171,990千円となりました。

※当社は、2021年10月22日に設立しており、第1期(前事業年度)は、2021年10月22日から12月31日までの3ヶ月間となっております。一方、2022年12月期である第2期は2022年1月1日から2022年12月31日までであり、比較対象期間が異なることから上記、事業年度の業績に関しましては、対前期増減額及び増減率の記載を省略しております。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

決 算 報 告 書

(第 2 期)

自 2022年 1月 1日

至 2022年 12月 31日

株式会社 インフルエンサーインベストメントホールディングス

貸借対照表
株式会社 インフルエンサーインベストメントホールディングス
2022年 12月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債及び純資産の部		
【流動資産】		1,962,055,273	負債の部	
現金及び預金	1,961,919,164		【流動負債】	721,595,883
未収収益	136,109		未払金	128,700
			未払法人税等	719,622,800
			未払費用	1,844,383
			【固定負債】	378,994,789
			長期借入金	170,000,000
			長期繰延税金負債	208,994,789
			負債の部合計	1,100,590,672
【固定資産】		817,370,000	純資産の部	
投資その他の資産			【株主資本】	
投資有価証券	726,170,000		資本金	17,000,000
関係会社株式	61,200,000		資本剰余金	
役員従業員長期貸付金	30,000,000		資本準備金	17,000,000
			資本剰余金合計	17,000,000
			利益剰余金	
			その他利益剰余金	1,171,285,990
			繰越利益剰余金	1,171,285,990
			その他利益剰余金合計	1,171,285,990
			利益剰余金合計	1,171,285,990
			株主資本合計	1,205,285,990
			その他有価証券評価差額金	473,548,611
			評価・換算差額等 合計	473,548,611
			純資産の部合計	1,678,834,601
資産の部合計		2,779,425,273	負債及び純資産合計	2,779,425,273

損益計算書

株式会社 インフルエンサーインベストメントホールディングス
自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(単位:円)

【売上高】		
売上高	0	
売上高合計		0
【売上原価】		
印刷費	0	
売上原価合計		0
売上総利益金額		0
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		236,546
営業損失金額		△236,546
【営業外収益】		
受取利息	137,448	
営業外収益合計		137,448
【営業外費用】		
支払利息	2,543,013	
雑損失	208,718	
営業外費用合計		2,751,731
経常損失金額		△2,850,829
【特別利益】		
投資有価証券売却益	1,896,061,950	
特別利益合計		1,896,061,950
【特別損失】		
投資有価証券評価損	1,598,000	
特別損失合計		1,598,000
税引前当期純利益金額		1,891,613,121
法人税、住民税及び事業税		719,623,004
当期純利益金額		1,171,990,117

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 インフルエンサーインベストメントホールディングス

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(単位:円)

通信費	2,546
支払報酬	234,000
販売費及び一般管理費合計	<u>236,546</u>

株主資本等変動計算書(縦様式)

株式会社 インフルエンサーインベストメントホールディングス

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(単位:円)

【株主資本】

資本金	当期首残高		17,000,000
資本金	当期変動額		0
資本金	当期末残高		<u>17,000,000</u>
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		17,000,000
資本準備金	当期変動額		0
資本準備金	当期末残高		<u>17,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△704,127
繰越利益剰余金	当期変動額	当期純利益金額	1,171,990,117
繰越利益剰余金	当期末残高		<u>1,171,285,990</u>
利益剰余金合計	当期首残高		△704,127
利益剰余金合計	当期変動額		<u>1,171,990,117</u>
利益剰余金合計	当期末残高		<u>1,171,285,990</u>
株主資本合計	当期首残高		33,295,873
株主資本合計	当期変動額		<u>1,171,990,117</u>
株主資本合計	当期末残高		<u>1,205,285,990</u>
その他有価証券評価差額金	当期首残高		0
その他有価証券評価差額金	当期変動額		473,548,611
その他有価証券評価差額金	当期末残高		<u>473,548,611</u>
評価・換算差額等合計	当期首残高		0
評価・換算差額等合計	当期変動額		<u>473,548,611</u>
評価・換算差額等合計	当期末残高		<u>473,548,611</u>
純資産の部合計	当期首残高		33,295,873
純資産の部合計	当期変動額		<u>1,645,538,728</u>
純資産の部合計	当期末残高		<u><u>1,678,834,601</u></u>

個 別 注 記 表

株式会社 インフルエンサーインベストメントホールディングス

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資産直入法により処理し、売却原価は、

移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

・当期末発行済株式総数 680株